

# 傷害保険普通保険約款

傷害保険普通保険約款に、P. 20の国内旅行傷害保険特約条項をセットしたものを国内旅行傷害保険、P. 21の国内航空傷害保険特約条項をセットしたものを国内航空傷害保険といえます。

## 第1章 当会社の責任

### 第1条（当会社の支払責任）

- ① 当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。
- ② 前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

### 第2条（責任の始期および終期）

- ① 当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- ② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。
- ③ 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第2章 保険金を支払わない場合

### 第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- ① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
  - (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他

の機関）の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車もしくは原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）を運転している間、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (6) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (7) 被保険者に対する刑の執行
- (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (11) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

- ② 当社は、被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、当該症状の原因のいかなを問わず、保険金を支払いません。

#### 第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていないときは、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- (2) 被保険者が自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカー、スノーモービルその他これらに類する乗用具（以下この号において「乗用具」といいます。）による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）もしくは試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）（以下この号においてこれを「競技等」といいます。）をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、自動車等を用いて道路上でこれらのことを行っている間（法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間を除きます。）については、この限りではありません。

### 第3章 保険金の種類および支払額

#### 第5条（死亡保険金の支払）

- ① 当社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額（すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- ② 第29条（死亡保険金受取人の指定または変更）第1項から第3項までの規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる

場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

- ③ 第29条（死亡保険金受取人の指定または変更）第5項の死亡保険金受取人が2名以上であるときは、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

#### 第6条（後遺障害保険金の支払）

- ① 当社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下同様とします。）が生じたときは、保険金額に別表2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の日からその日を含めて180日をこえてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日からその日を含めて181日目における医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。
- ③ 別表2の各号に該当しない後遺障害に対しては、被保険者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2の各号に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表2の第1号(3)、(4)、第2号(3)、第4号(4)および第5号(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- ④ 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の第7号から第9号までに掲げる上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。
- ⑤ すでに身体に障害のあった被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3の各号のいずれかに該当したときは、加重された後の後遺障害の状態に

対応する別表2の各号に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、すでにあった身体の障害（以下この項において「既存障害」といいます。）がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものであるときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する割合から、既存障害に対応する割合を差し引いて得た割合により後遺障害保険金を支払います。

- ⑥ 前各項の規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

#### 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

- ① 当社は、被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次の各号のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、1日につき、保険証券記載の入院保険金日額（第4項において「入院保険金日額」といいます。）を入院保険金として被保険者に支払います。

(1) 入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合

(2) 別表4の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けた場合

- ② 当社は、いかなる場合においても、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- ③ 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- ④ 当社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表5に掲げる手術を受けたときは、入院保険金日額に手術の種類に応じて別表5に掲げる倍率（1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率）を乗じた額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

#### 第8条（通院保険金の支払）

- ① 当社は、被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数に対し、90日を限度として、1日につき、保険証券記載の通院保険金日額を通院保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- ② 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときと当社が認めるときは、その日数に対し、通院保険金を支払います。
- ③ 当社は、前2項の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- ④ 当社は、いかなる場合においても、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- ⑤ 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

#### 第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害によって死亡したものと推定します。

#### 第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- ① 被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被った時すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関

係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。

- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（当会社の支払責任）の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払います。

## 第4章 保険契約者または被保険者の義務

### 第11条（告知義務）

- ① 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第16条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。第6項において同様とします。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ② 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者または死亡保険金受取人にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
- (1) 第30条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
  - (2) 第30条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
  - (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。
- ③ 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (1) 第1項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
  - (2) 当会社が保険契約締結の際、第1項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
  - (3) 保険契約者または被保険者が、第1条

（当会社の支払責任）の事故によって傷害を被る前に保険契約申込書の記載事項につき書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。

- (4) 当会社が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合

- ④ 保険契約申込書の記載事項中、第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定は適用しません。
- ⑤ 第1項の規定による解除が傷害の生じた後になされた場合でも、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、身体の傷害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または特約（以下「重複保険契約」といいます。）に関する事項について、当会社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ⑦ 第2項、第3項および第5項の規定は、前項の規定による解除についても、これを適用します。ただし、同項の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があり、かつ、当会社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときは、第3項第3号および第4号の規定は適用しません。
- ### 第12条（保険料の返還または請求—告知義務）
- ① 前条の規定により当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。ただし、前条第6項の規定により当会社が保険契約を解除した場合において、保険契約者および被保険者（こ

これらの者の代理人を含みます。)に故意または重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料の全額を返還します。

- ② 前条第3項第3号の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- ③ 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第13条（重複保険契約に関する通知義務）

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

### 第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- ① 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更するときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- ② 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就くときまたは保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめるときも前項と同様とします。

### 第15条（保険料の返還または請求－職業または職務の変更に関する通知義務）

- ① 前条の規定による通知を受けた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の職業または職務に対して適用された保険料率（以下この条において「変更前料率」といいます。）と変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率（以下この条において「変更後料率」といいます。）との差に基づき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- ② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、前条の規定による変更があった後に生じた事

故による傷害に対しては、変更前料率の変更後料率に対する割合により、保険金を削減して支払います。ただし、その職業または職務に従事していない間に生じた事故による傷害については、この限りではありません。

- ③ 保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が前条の規定による手続を怠った場合において、変更後料率が変更前料率よりも高いときも前項と同様とします。

### 第16条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）

- ① 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- ② 保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

## 第5章 保険契約の無効、失効および解除

### 第17条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3号において同様とします。）に詐欺の行為があったとき。
- (2) 他人を被保険者とする保険契約について、その者の同意を得なかったとき。ただし、死亡保険金受取人の指定のない場合には、この限りではありません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

### 第18条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、第5条（死亡保険金の支払）第1項の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって被保険者が死亡したときは、保険契約は効力を失います。

### 第19条（保険料の返還－無効、失効の場合）

- ① 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったとき

は、当社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

- ② 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、当社は、無効の場合にはすでに払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、失効の場合において、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

## 第20条（保険契約の解除）

- ① 当社は、第13条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第16条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。次項において同様とします。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ② 前項のほか、当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解除する日の30日前までに書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故を生じさせたこと（未遂を含みます。）が判明した場合
- (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったことが判明した場合
- (3) 前2号のほか、当社がこの保険契約を解除する相当の理由があると認めた場合
- ③ 前2項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者または死亡保険金受取人にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
- (1) 第30条（保険契約者の変更）第3項の規

定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。

- (2) 第30条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。
- ④ 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ⑤ 第1項の規定による解除をした場合には、第13条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に生じた事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、次条の規定にかかわらず、当社は、その返還を請求することができます。
- ⑥ 第1項の規定に基づく当社の解除権は、当社がその事実のあることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。ただし、この保険契約解除の場合において、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が故意または重大な過失により第13条（重複保険契約に関する通知義務）の規定による申出を怠り、かつ、当社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときは、この限りではありません。

## 第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第22条（保険料の返還－解除の場合）

- ① 第20条（保険契約の解除）第1項または第2項の規定により当社が保険契約を解除したときは、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
- ② 第20条（保険契約の解除）第4項の規定により保険契約者が保険契約を解除したときは、当社は、すでに払い込まれた保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき傷害が生じていたと

きは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

## 第6章 事故の発生および保険金請求の手續

### 第23条（事故の通知）

- ① 被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被ったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）は、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となったときまたは遭難したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）は、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前2項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

### 第24条（保険金の請求）

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が保険金の支払を受けようとするときは、別表7に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ② 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、前項の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - (1) 被保険者と同居または生計を共にする配

偶者

- (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ③ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
  - ④ 当会社は、別表7および第2項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
  - ⑤ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、第1項もしくは第2項の規定に違反したときもしくは前項の書類を提出しなかったとき、または第1項、第2項もしくは前項に規定する提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

### 第25条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- ① 当会社は、第23条（事故の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合で、当会社が必要と認めるときは、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- ② 前項の規定による診断または死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当会社が負担します。
- ③ 第1項の規定による当会社の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じなかったときは、当会社は、保険金を支払いません。

### 第26条（保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が第24条（保険金の請求）第1項および第2項の規定による手続をした日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、当会社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

- ② 前項の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとしします。

#### 第27条（評価人および裁定人）

- ① 傷害または後遺障害の程度について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとしします。
- ② 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとしします。

#### 第28条（代位）

当会社が保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

### 第7章 死亡保険金受取人の指定または変更等

#### 第29条（死亡保険金受取人の指定または変更）

- ① 保険契約締結の際、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を指定することができます。
- ② 第5条（死亡保険金の支払）第1項の規定により死亡保険金が支払われる場合において、前項の規定による死亡保険金受取人の指定がないときは、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人としします。
- ③ 保険契約締結の後に、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を新たに指定または変更することができます。
- ④ 前項の規定による死亡保険金受取人の指定または変更を行う場合には、保険契約者は、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- ⑤ 第5条（死亡保険金の支払）第1項の規定により死亡保険金が支払われる場合において、死亡保険金受取人がすでに死亡しており、かつ、第3項の規定による新たな死亡保険金受取人が指定されていなかったときは、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続

人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、順次の法定相続人としします。）で生存している者を死亡保険金受取人としします。

#### 第30条（保険契約者の変更）

- ① 保険契約締結の後、保険契約者は、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させることができます。
- ② 前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- ③ 保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとしします。

#### 第31条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱）

- ① この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとしします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとしします。
- ③ 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとしします。

### 第8章 その他

#### 第32条（保険契約の継続）

- ① 保険期間の満了に際し、保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知に関する第11条（告知義務）の規定の適用については、同条第1項、第3項第2号および第6項の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条第1項、第3項第3号および第4項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項

および保険証券に記載された事項」と、同条第3項第3号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

- ② 保険契約継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と新たな保険証券に代わる書面とをもってこれに代えることができます。
- ③ 第2条（責任の始期および終期）第3項の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

### 第33条（契約内容の登録）

- ① 当社は、この保険契約締結の際（この保険契約が継続契約である場合には、保険契約継続の場合とします。）、次の事項を社団法人日本損害保険協会（以下「協会」といいます。）に登録することができるものとします。
  - (1) 保険契約者の氏名、住所および生年月日
  - (2) 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
  - (3) 死亡保険金受取人の氏名
  - (4) 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
  - (5) 保険期間
  - (6) 当会社名
- ② 各損害保険会社は、前項の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、同項の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- ③ 各損害保険会社は、前項の規定により照会した結果を、同項に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- ④ 協会および各損害保険会社は、第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果を、第1項の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を当該損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関から当該損害保険会社が公開要請を受けた場合の当該公的機関以外に公開しないものとします。
- ⑤ 保険契約者または被保険者は、当該本人に係る第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果について、当会社または協会に

照会することができます。

- ### 第34条（被保険者が複数の場合の約款の適用）
- 被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

### 第35条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第36条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本の法令に準拠します。

別表1（第4条第1号関係）

第4条（保険金を支払わない場合—その2）  
第1号の運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別表2（第6条関係）

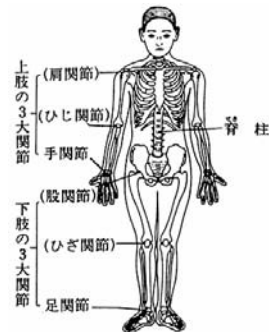
後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害
  - (1) 両眼が失明したとき…………… 100%
  - (2) 1眼が失明したとき…………… 60%
  - (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき…………… 5%
  - (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となったとき…………… 5%
2. 耳の障害
  - (1) 両耳の聴力を全く失ったとき…………… 80%
  - (2) 1耳の聴力を全く失ったとき…………… 30%
  - (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき…………… 5%
3. 鼻の障害
  - (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき…………… 20%
4. 咀嚼、言語の障害
  - (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき…………… 100%
  - (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき…………… 35%
  - (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すとき…………… 15%
  - (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき…………… 5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状
  - (1) 外貌に著しい醜状を残すとき…………… 15%
  - (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき…………… 3%
6. 脊柱の障害

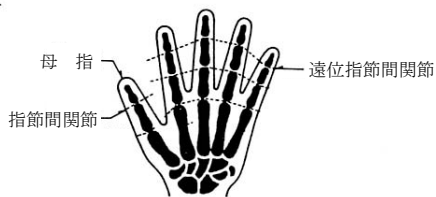
- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残すとき…………… 40%
  - (2) 脊柱に運動障害を残すとき…………… 30%
  - (3) 脊柱に変形を残すとき…………… 15%
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害
    - (1) 1腕または1脚を失ったとき…………… 60%
    - (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき…………… 50%
    - (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき…………… 35%
    - (4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき…………… 5%
  8. 手指の障害
    - (1) 1手の母指を指節間関節以上で失ったとき…………… 20%
    - (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残すとき…………… 15%
    - (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失ったとき…………… 8%
    - (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき…………… 5%
  9. 足指の障害
    - (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失ったとき…………… 10%
    - (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残すとき…………… 8%
    - (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失ったとき…………… 5%
    - (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき…………… 3%
  10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき…………… 100%
 

（注1）第7号から第9号までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

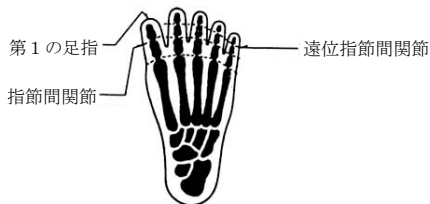
（注2）関節などの説明図



手



足



こと

7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること

(注1)第4号の規定中「手関節」および「関節」については別表2(注2)の関節の説明図によります。  
 (注2)第4号の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表5(第7条第4項関係)

対象となる手術(注)	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術(単なる皮膚縫合は除く。) (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術(いずれも25cm <sup>2</sup> 未満は除く。)	20
(2) 癬痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術(筋炎手術および抜釘術を除く。) (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含む。)	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術(抜釘術を除く。) (1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含む。)	10
(2) 人工肩頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術(抜釘術を除く。) (1) 四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術(四肢骨以外の骨を含む。)	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術(抜釘術を除く。) (1) 四肢切断術、離断術(骨、関節の離断に伴うもの)	20

別表3(第6条第5項関係)

1. 両眼が失明したとき
2. 両耳の聴力を全く失ったとき
3. 両腕(手関節以上をいう)を失ったときまたは両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき
4. 両脚(足関節以上をいう)を失ったときまたは両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき  
 (注1)第3号および第4号の規定中「手関節」および「足関節」については別表2(注2)の関節の説明図によります。  
 (注2)第3号および第4号の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表4(第7条第1項第2号関係)

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
2. 咀嚼くまたは言語の機能を失っていること
3. 両耳の聴力を失っていること
4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
5. 1下肢の機能を失っていること
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること

対象となる手術（注）	倍率
(2) 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 (1) 指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。） (1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。） (1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術 (1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術 (1) 涙嚢摘出術	10
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。） (1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜嚢形成術	10
(3) 眼窩プローアウト（吹抜け）骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術 (1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20

対象となる手術（注）	倍率
14. 角膜・強膜の手術 (1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術 (1) 観血の前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2)に該当する。）	20
16. 網膜の手術 (1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術 (1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術 (1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血の鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。） (1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術 (1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術 (1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。） (1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20

対象となる手術（注）	倍率
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰莖切断術	40
(5) 辜丸・副辜丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。）	20
(7) 膣腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膣術	20
(9) 膣壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40

対象となる手術（注）	倍率
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

(注) 上表の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。

#### 別表6（第22条第2項関係）

##### 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表7 (第24条関係)

## 保 険 金 請 求 書 類

保険金種類 提出書類	死 亡	後 遺 障 害	入 院 ・ 手 術	通 院
1. 保険金請求書	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷 害状況報告書	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを 得ない場合には、第 三者）の事故証明書	○	○	○	○
5. 死亡診断書または 死体検案書	○			
6. 後遺障害もしくは 傷害の程度または手 術の内容を証明する 医師の診断書		○	○	○
7. 入院日数または通 院日数を記載した病 院または診療所の証 明書類			○	○
8. 死亡保険金受取人 （死亡保険金受取人 の指定のないとき は、被保険者の法定 相続人）の印鑑証明 書	○			
9. 被保険者の印鑑証 明書		○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄 本	○			
11. 法定相続人の戸籍 謄本（死亡保険金受 取人の指定がない場 合）	○			
12. 委任を証する書類 および委任を受けた 者の印鑑証明書（保 険金の請求を第三者 に委任する場合）	○	○	○	○

(注) 保険金を請求するときには、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

## 国内旅行傷害保険特約条項

国内旅行傷害保険とは、本特約を傷害保険普通保険約款にセットしたものをいいます。

### 第1条（当会社の支払責任）

- ① 当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程（以下「旅行行程」といいます。）中に日本国内において傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）第1項の傷害を被ったときは、この特約条項および普通約款の規定に従い保険金を支払います。
- ② 当会社は、前項のほか、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶（日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が通常の航路により日本国外を通過する場合または当該航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において旅行行程中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。
- ③ 前2項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。

### 第2条（責任の始期および終期）

- ① 当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- ② 前項の時刻は、日本の標準時によるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、被保険者が乗客として搭乗している航空機、船舶、車両等の交通機関が第三者による不法な支配を受けたことにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、当会社が妥当と認

める時間を限度として、保険責任の終期は延長されるものとします。

- ④ 第1項または前項の規定にかかわらず、当会社は、次の各号に掲げる事故のいずれかによる傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 保険料領収前に生じた事故
  - (2) 被保険者の旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故

### 第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）第2号の規定にかかわらず、被保険者が次に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具（以下この条において「乗用具」といいます。）による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）もしくは試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）（以下この条においてこれらを「競技等」といいます。）をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらを行っている間（法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間を除きます。）については、この限りではありません。

### 第4条（普通約款の適用除外）

普通約款第2条（責任の始期および終期）、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第15条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務）および第32条（保険契約の継続）の規定は適用しません。

### 第5条（普通約款の読み替え）

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第5条（死亡保険金の支払）第1項、第6条（後遺障害保険金の支払）第1項および第5項、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）第1項、第8条（通院保険金の支払）第1項、第9条（死亡の推定）、第10条（他の身体の障害または疾病の影響）ならびに第23条（事故の通知）第1項

の規定中「第1条（当会社の支払責任）の傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）の傷害」

- (2) 第11条（告知義務）第3項第3号の規定中「第1条（当会社の支払責任）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故による傷害を被る前に」
- (3) 第22条（保険料の返還－解除の場合）第2項の規定中「既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料」とあるのは「既経過期間に対応する保険料」

## 第6条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 国内航空傷害保険特約条項

国内航空傷害保険とは、本特約を傷害保険普通保険約款にセットしたものをいいます。

### 第1条（当会社の支払責任）

- ① 当社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が保険証券記載の出発地と目的地の間を飛行する航空機に乘客として搭乗中（定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機の場合には、保険証券記載の搭乗日（以下「搭乗日」といいます。）に飛行を開始している航空機に搭乗中に限ります。）に日本国内において傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の傷害を被ったときは、この特約条項および普通約款の規定に従い保険金を支払います。
- ② 前項の搭乗中には、出発地から最初の1飛行を終え引き続き最初の1飛行と搭乗日を同じくする接続飛行（最初の1飛行または接続飛行として搭乗予定の航空機が遅延または欠航した場合は最初の1飛行と搭乗日の異なる接続飛行も含みます。）の搭乗中を含みます。ただし、定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に乘客として搭乗する場合に限ります。
- ③ 当社は、被保険者が乘客として定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運行する

航空機に搭乗する場合には、第1項の傷害のほか次の各号に掲げる傷害に対しても保険金を支払います。

- (1) 航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内（次条において「飛行場構内」といいます。）における傷害
- (2) 搭乗航空機が不時着陸した場合において、次のいずれかに該当する間に定期、不定期航空運送事業者の提供する交通乗用具に搭乗中の被保険者が被った傷害
- イ. 被保険者が引き続き保険証券記載の目的地へ赴くときは、目的地に到達するまでの間
- ロ. 被保険者が保険証券記載の出発地へ戻るときは、出発地に到着するまでの間
- ④ 当社は、被保険者が乘客として搭乗している航空機が通常の航路により日本国外を通過する場合または当該航空機に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において被った第1項または前項の傷害に対しても保険金を支払います。

### 第2条（責任の始期および終期）

当社の保険責任は搭乗日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、被保険者が保険証券記載の搭乗回数を終え航空機から降りた時に終わります。ただし、前条第3項に規定する航空機に乘客として搭乗する被保険者にかかる当社の保険責任の終期は被保険者が保険証券記載の目的地（同項第2号ロ.の規定が適用される場合は出発地とします。）の飛行場構内を出た時とします。

### 第3条（普通約款の適用除外）

普通約款第2条（責任の始期および終期）、第4条（保険金を支払わない場合－その2）、第14条（職業または職務の変更に關する通知義務）、第15条（保険料の返還または請求－職業または職務の変更に關する通知義務）および第32条（保険契約の継続）の規定は適用しません。

### 第4条（普通約款の読み替え）

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第5条（死亡保険金の支払）第1項、第6条（後遺障害保険金の支払）第1項および第5項、第7条（入院保険金および手術

保険金の支払) 第1項、第8条(通院保険金の支払) 第1項、第9条(死亡の推定)、第10条(他の身体の障害または疾病の影響)ならびに第23条(事故の通知) 第1項の規定中「第1条(当会社の支払責任)の傷害」とあるのは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)の傷害」

(2) 第11条(告知義務) 第3項第3号の規定中「第1条(当会社の支払責任)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)に規定する事故による傷害を被る前に」

(3) 第19条(保険料の返還—無効、失効の場合) 第2項の規定中「未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、失効の場合において、既経過期間中に当会社が保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。」とあるのは「すでに払い込まれた保険料は返還しません。」

(4) 第22条(保険料の返還—解除の場合) 第1項の規定中「未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に当会社が保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。」とあるのは「すでに払い込まれた保険料は返還しません。」

(5) 第22条(保険料の返還—解除の場合) 第2項の規定中「すでに払い込まれた保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に当会社が保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。」とあるのは「すでに払い込まれた保険料は返還しません。」

## 第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 賠償責任危険担保特約条項

(略称: 賠償責任保険)

### 第1条(当会社の支払責任)

① 当社は、被保険者が国内旅行傷害保険特約条項(以下「国内旅行特約条項」といいます。) 第1条(当会社の支払責任)の旅行行

程(以下「旅行行程」といいます。)中に日本国内において生じた偶然な事故(以下「事故」といいます。)により、他人の身体の障害(この特約条項においては、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。)または他人の財物の滅失、汚損もしくはき損(以下「財物の破損」といいます。)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約条項、国内旅行特約条項および傷害保険普通約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い保険金を支払います。

② 当社は、前項のほか、国内旅行特約条項第1条(当会社の支払責任)第2項に規定する場合において、被保険者が、日本国外において旅行行程中に生じた事故により、他人の身体の障害または財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しても、保険金を支払います。

### 第2条(保険金を支払わない場合—その1)

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被保険者の故意

(2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

(4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(5) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(6) 第4号以外の放射線照射または放射能汚染

### 第3条(保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (2) もっぱら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この限りではありません。
- (5) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (6) 被保険者と同居する親族（旅行のために一時的に別居する親族を含みます。）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
- (7) 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、ホテル、旅館等の宿泊施設の客室（客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。）に与えた損害については、この限りではありません。
- (8) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- (9) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- (10) 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

#### 第4条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- (2) 第1条（当会社の支払責任）の事故が発生した場合において、被保険者が第6条（事故の発生）第1項第2号に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その

他損害を防止または軽減するために要した必要または有益な費用

- (3) 前号の損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
  - (4) 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
  - (5) 第7条（当会社による解決）第1項に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用
- #### 第5条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

- (1) 1回の事故につき、前条第1号の損害賠償金が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険証券に記載された保険金額（以下この条において「保険金額」といいます。）を支払う限度とします。
- (2) 前条第2号から第5号までの費用についてはその全額。ただし、同条第4号の費用は、1回の事故につき、同条第1号の損害賠償金の額が保険金額をこえる場合は、保険金額の同号の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

#### 第6条（事故の発生）

- ① 第1条（当会社の支払責任）の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知ったときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がいるときは、その住所、氏名を事故の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 第三者から損害の賠償を受けることがで

きる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害を防止または軽減するために必要ないっさいの手段を講ずること。

(3) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。

(4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起するときまたは提起されたときは、ただちに書面により当会社に通知すること。

② 保険契約者または被保険者が当会社の認める正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当会社は、同項第1号および第4号の場合は保険金を支払いません。また、同項第2号の場合は防止または軽減できたと認められる損害額を、同項第3号の場合は当会社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ控除して支払額を決定します。

## 第7条（当会社による解決）

① 当会社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

② 被保険者が、当会社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、当会社は、保険金を支払いません。

## 第8条（保険金の請求）

① 被保険者またはその代理人が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- (1) 当会社の定める事故状況報告書
- (2) 示談書その他これに代わるべき書類
- (3) 損害を証明する書類
- (4) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

② 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

③ 被保険者またはその代理人が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

## 第9条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

① 第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

② 前項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

## 第10条（代位）

① 当会社は、保険金を支払ったときは、支払った金額の限度において、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、次の権利を取得します。

- (1) 被保険者が第三者から損害の賠償を受けるときは、その損害賠償請求権
- (2) 被保険者が損害を賠償したことによって代位取得するものがあるときは、その代位権

② 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

## 第11条（普通約款の適用除外）

普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第23条（事故の通知）、第24条（保険金の請求）および第28条（代位）の規定は適用しません。

## 第12条（普通約款および国内旅行特約条項の読み替え）

① この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第11条（告知義務）第3項第3号の規定中「第1条（当会社の支払責任）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）の事故が発生する前に」
- (2) 第11条（告知義務）第5項の規定中「傷害の生じた後に」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）の事故が発

生した後に」

- (3) 第11条（告知義務）第6項の規定中「身体の傷害」とあるのは「損害賠償責任を負担することによる損害」
  - (4) 第12条（保険料の返還または請求—告知義務）第3項の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
  - (5) 第19条（保険料の返還—無効、失効の場合）第2項の規定中「傷害」とあるのは「損害」
  - (6) 第20条（保険契約の解除）第5項の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
  - (7) 第22条（保険料の返還—解除の場合）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
  - (8) 第26条（保険金の支払）第1項の規定中「第24条（保険金の請求）第1項および第2項の規定による手続」とあるのは「この特約条項第8条（保険金の請求）第1項の規定による手続」
  - (9) 第27条（評価人および裁定人）第1項の規定中「傷害または後遺障害の程度について」とあるのは「損害の額について」
- ② この特約条項については、国内旅行特約条項第2条（責任の始期および終期）第4項の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

### 第13条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および国内旅行特約条項の規定を準用します。

## 携行品損害担保特約条項

（略称：携行品損害担保）

### 第1条（当会社の支払責任）

- ① 当会社は、被保険者が国内旅行傷害保険特約条項（以下「国内旅行特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の旅行行程（以下「旅行行程」といいます。）中に日本国内において生じた偶然な事故（以下「事故」といいます。）によって保険の目的について被った損害に対して、この特約条項、国内旅行特約条項および傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金を支払います。
- ② 当会社は、前項のほか、国内旅行特約条項第1条（当会社の支払責任）第2項に規定す

る場合において、日本国外において旅行行程中に生じた偶然な事故によって保険の目的について被った損害に対しても、保険金を支払います。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
- (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
- (3) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車もしくは原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）を運転している間、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (7) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (8) 第6号以外の放射線照射または放射能汚染
- (9) 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消

防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの限りではありません。

- (10) 保険の目的の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった瑕疵を除きます。
- (11) 保険の目的の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- (12) 保険の目的の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の目的の機能に支障をきたさない損害
- (13) 保険の目的である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の目的に生じた損害についてはこの限りではありません。
- (14) 保険の目的の置き忘れまたは紛失
- (15) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の目的の電氣的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。

### 第3条（保険の目的およびその範囲）

- ① 保険の目的は、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に限ります。
- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物は、保険の目的に含まれません。
  - (1) 株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（定期券は除きます。）、宿泊券、観光券および旅行券（以下「乗車券等」といいます。）ならびに通貨および小切手（次条第7項において「通貨等」といいます。）についてはこの限りではありません。
  - (2) 預金証書または貯金証書（通帳および現金自動支払機用カードを含みます。）、クレジットカードその他これらに準ずる物
  - (3) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
  - (4) 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
  - (5) 被保険者が普通約款別表1に掲げる運動等を行っている間の当該運動等のための用具
  - (6) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
  - (7) 動物および植物

(8) その他保険証券記載の物

### 第4条（損害額の決定）

- ① 当社が保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における保険の目的の価額（以下「保険価額」といいます。）によって定めます。
- ② 保険の目的の損傷を修繕し得る場合には、保険の目的を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落損）は損害額に含めません。
- ③ 保険の目的が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が当該保険の目的全体の価値に及ぼす影響を考慮し、前2項の規定によって損害額を決定します。
- ④ 第6条（損害の発生）第3項の費用を保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。第6項において同様とします。）が負担したときは、その費用および前3項の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- ⑤ 前各項の規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の目的の保険価額をこえるときは、当該保険価額をもって損害額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、保険の目的が乗車券等の場合においては、当該乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第6条（損害の発生）第3項の費用の合計額を損害額とします。
- ⑦ 保険の目的の1個、1組または1対について損害額が100,000円をこえるときは、当社は、そのものの損害額を100,000円とみなします。ただし、保険の目的が乗車券等または通貨等である場合において、保険の目的の損害額の合計が50,000円をこえるときは、当社は、それらのものの損害額を50,000円とみなします。

### 第5条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、保険証券記載の保険金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。

### 第6条（損害の発生）

- ① 保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。次項において同様としま

す。)は、保険の目的について第1条(当会社の支払責任)の損害が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- (1) 損害の防止または軽減につとめること。
- (2) 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人があるときは、その者の住所、氏名をその原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (3) 損害が盗難によって生じた場合には、ただちに警察署へ届け出ること。ただし、下記の場合にはこのほかに各々次の届出をただちに行うこと。

イ. 盗難にあった保険の目的が小切手の場合は、当該小切手の振出人(被保険者が振出人である場合を除きます。)および支払金融機関への届出

ロ. 盗難にあった保険の目的が乗車券等の場合は、当該運輸機関(宿泊券の場合は当該宿泊施設)または発行者への届出

- (4) 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
- ② 保険契約者または被保険者が当社の認める正当な理由がなく前項各号の規定に違反したときは、当社は、同項第2号および第3号の場合には保険金を支払いません。また、同項第1号の場合は防止または軽減することができたと認められる額を、同項第4号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。
- ③ 当社は、次の各号に掲げる費用を支払います。

- (1) 第1項第1号の損害の防止または軽減のために要した費用のうち当社が必要または有益であったと認めたもの
- (2) 第1項第4号の手続のために必要な費用

## 第7条(保険金の請求)

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- (1) 当会社の定める事故状況報告書
- (2) 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限りませす。
- (3) 保険の目的の損害の程度を証明する書類
- (4) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)

② 当社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

③ 被保険者または保険金を受け取るべき者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

## 第8条(被害物の調査)

① 保険の目的について損害が生じたときは、当社は、保険の目的および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。

② 保険契約者または被保険者が、当社の認める正当な理由がなく前項の規定による調査に協力しなかったときは、当社は、保険金を支払いません。

## 第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- ① 第1条(当会社の支払責任)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

② 前項の損害額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

## 第10条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。)は、盗取された保険の目的を発見したときまたは回収したときは、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

## 第11条(残存物および盗難品の帰属)

- ① 当社が保険金を支払ったときは、保険の

- 目的の残存物は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、被保険者の所有に属するものとします。
- ② 盗取された保険の目的について、当社が保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、第6条（損害の発生）第3項第1号の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
  - ③ 前項の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
  - ④ 盗取された保険の目的について、当社が保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は保険金の保険価額（保険の目的が乗車券等の場合は損害額）に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（第6条（損害の発生）第3項第1号の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当社に支払って、その保険の目的の所有権を取得することができます。
  - ⑤ 第2項または前項ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の目的のき損または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第4条（損害額の決定）の規定によって決定します。

#### 第12条（代位）

当社が保険金を支払うべき第1条（当社の支払責任）の損害について、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が支払った保険金の限度内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、当社に移転します。

#### 第13条（普通約款の適用除外）

普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第23条（事故の通知）、第24条（保険金の請求）および第28条（代位）の規定は適用しません。

#### 第14条（普通約款および国内旅行特約条項の読み替え）

- ① この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第11条（告知義務）第3項第3号の規定中「第1条（当社の支払責任）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）の事故による損害が発生する前に」
  - (2) 第11条（告知義務）第5項の規定中「傷害の生じた後に」とあるのは「損害の生じた後に」
  - (3) 第11条（告知義務）第6項の規定中「身体の傷害」とあるのは「損害」
  - (4) 第12条（保険料の返還または請求—告知義務）第3項の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
  - (5) 第19条（保険料の返還—無効、失効の場合）第2項の規定中「傷害」とあるのは「損害」
  - (6) 第20条（保険契約の解除）第5項の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
  - (7) 第22条（保険料の返還—解除の場合）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
  - (8) 第26条（保険金の支払）第1項の規定中「第24条（保険金の請求）第1項および第2項の規定による手続」とあるのは「この特約条項第7条（保険金の請求）第1項の規定による手続」
  - (9) 第27条（評価人および裁定人）第1項の規定中「傷害または後遺障害の程度について」とあるのは「損害額について」
- ② この特約条項については、国内旅行特約条項第2条（責任の始期および終期）第4項の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

#### 第15条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および国内旅行特約条項の規定を準用します。

### 救援者費用等担保特約条項

（略称：救援者費用等担保）

#### 第1条（当社の支払責任）

- ① 当社は、被保険者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この特約条項、国内旅行傷害保険特約条項（以下「国内旅行特約条項」といいます。）および傷害保険普通保険約款（以

下「普通約款」といいます。)の規定に従い、  
救援者費用等保険金としてその費用の負担者  
に支払います。

(1) 国内旅行特約条項第1条(当会社の支払  
責任)の旅行行程(以下「旅行行程」とい  
います。)中に被保険者が搭乗している航  
空機もしくは船舶が行方不明になった場合  
もしくは遭難した場合または被保険者が山  
岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、  
ハンマー等の登山用具を使用するものをい  
います。以下同様とします。)中に遭難し  
た場合

(2) 旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故  
によって被保険者の生死が確認できない場  
合または緊急な捜索・救助活動を要する状  
態となったことが警察等の公的機関により  
確認された場合

(3) 旅行行程中に被った国内旅行特約条項第  
1条(当会社の支払責任)の傷害を直接の  
原因として事故の日からその日を含めて  
180日以内に死亡した場合または継続して  
14日以上入院(他の病院または診療所に移  
転した場合には、移転のために要した期間  
は入院中とみなします。ただし、その移転  
について治療のため医師(被保険者が医師  
である場合は、被保険者以外の医師をい  
います。以下同様とします。)が必要と認め  
た場合に限り)した場合

② 前項第3号の入院とは、医師による治療が  
必要な場合において、自宅等での治療が困難  
なため、病院または診療所に入り、常に医師  
の管理下において治療に専念することをい  
います。

③ 第1項第1号の山岳登山中の被保険者の  
遭難が明らかでない場合において、被保険者  
が下山予定期日後48時間を経過しても下山し  
なかったときは、保険契約者または被保険者  
の親族もしくはこれらに代わる者が次の各号  
に掲げるもののいずれかに対して、被保険者  
の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生  
したものとみなします。

(1) 警察その他の公的機関

(2) サルベージ会社または航空会社

(3) 遭難救助隊

## 第2条(費用の範囲)

前条第1項の費用とは、次の各号に掲げる  
ものをいいます。

(1) 捜索救助費用

遭難した被保険者を捜索、救助または移  
送(以下この条において「捜索」といいま  
す。)する活動に要した費用のうち、これ  
らの活動に従事した者からの請求に基づい  
て支払った費用をいいます。ただし、被保  
険者が山岳登山の行程中に遭難したこと  
によって支払った費用は含みません。

(2) 交通費

被保険者の捜索、看護または事故処理を  
行うために事故発生地または被保険者の収  
容地(以下この条においてこれらを「現  
地」といいます。)へ赴く被保険者の親族  
(これらの者の代理人を含みます。以下こ  
の条において「救援者」といいます。)の  
現地までの自動車、電車、船舶、航空機等  
の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限  
度とします。ただし、前条第1項第2号の  
場合において、被保険者の生死が判明した  
後または被保険者の緊急な捜索もしくは救  
助活動が終了した後に現地に赴く救援者に  
かかる費用は除きます。

(3) 宿泊料

現地および現地までの行程における救援  
者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援  
者2名分を限度とし、かつ、1名につき14  
日分を限度とします。ただし、前条第1項  
第2号の場合において、被保険者の生死が  
判明した後または被保険者の緊急な捜索も  
しくは救助活動が終了した後に現地に赴く  
救援者にかかる費用は除きます。

(4) 移送費用

死亡した被保険者を現地から保険証券記  
載の被保険者の住所に移送するために要し  
た遺体輸送費用または治療を継続中の被保  
険者を保険証券記載の被保険者の住所も  
しくは病院もしくは診療所へ移転するた  
めに要した移転費(治療のため医師または職業  
看護師が付添うことを要する場合には、そ  
の費用を含みます。)をいいます。ただし、  
被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運  
賃または被保険者が負担することを予定し  
ていた帰宅のための運賃はこの費用の額か  
ら控除します。

(5) 諸雑費

救援者または被保険者が現地において支  
出した交通費、電話料等通信費、被保険者  
の遺体処理費等をいい、30,000円を限度と  
します。

### 第3条（保険金を支払わない場合－その1）

① 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救済者費用等保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
- (2) 救済者費用等保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が救済者費用等保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車もしくは原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）を運転している間、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (6) 被保険者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (7) 被保険者に対する刑の執行
- (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(11) 前3号の事由に伴って生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

② 当社は、次の各号に掲げる事故のいずれかによって第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救済者費用等保険金を支払いません。

(1) 被保険者が自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具（以下この号において「乗用具」といいます。）による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）もしくは試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）（以下この号においてこれらを「競技等」といいます。）をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間に生じた事故。ただし、自動車等を用いて道路上でこれらのことを行っている間（法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間を除きます。）に生じた事故については、この限りではありません。

③ 当社は、被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第1条（当社の支払責任）第1項第3号の入院をしたことにより発生した費用に対しては、当該症状の原因のいかんを問わず、救済者費用等保険金を支払いません。

### 第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、被保険者が普通約款別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当社所定の保険料を支払っていないときは、救済者費用等保険金を支払いません。

### 第5条（保険金の支払）

当社は、第2条（費用の範囲）の費用のうち、当社が妥当と認めた部分についての

み救援者費用等保険金を支払います。ただし、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

#### 第6条（当会社の責任限度額）

当会社が支払うべき救援者費用等保険金の額は保険期間を通じ、保険証券に記載された救援者費用等保険金額をもって限度とします。

#### 第7条（事故の通知）

- ① 被保険者が第1条（当会社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、第1条（当会社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次の各号に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
  - (1) 第1条（当会社の支払責任）第1項第1号または第2号の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況
  - (2) 第1条（当会社の支払責任）第1項第3号の場合は、事故発生の状況および傷害の程度
- ② 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当会社は、救援者費用等保険金を支払いません。

#### 第8条（保険金の請求）

- ① 被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第5項において同様とします。）が救援者費用等保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
  - (1) 被保険者が第1条（当会社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
  - (2) 救援者費用等保険金の支払を受けようとする第2条（費用の範囲）各号に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明

細書およびその支出を証明する書類

- (3) 救援者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（救援者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ② 被保険者に救援者費用等保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、前項の規定により救援者費用等保険金の支払を受けるときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として救援者費用等保険金を請求することができます。
  - (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
  - (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に救援者費用等保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に救援者費用等保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ③ 前項の規定による被保険者の代理人からの救援者費用等保険金の請求に対して、当社が救援者費用等保険金を支払った後に、重複して救援者費用等保険金の請求を受けたとしても、当会社は、救援者費用等保険金を支払いません。
- ④ 当会社は、第1項および第2項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ⑤ 被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が、第1項もしくは第2項の規定に違反したときもしくは前項の書類を提出しなかったとき、または第1項、第2項もしくは前項に規定する提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、救援者費用等保険金を支払いません。

#### 第9条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当会社の支払責任）第1項の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した

支払責任額の合計額が第2条（費用の範囲）の費用の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を救済者費用等保険金として支払います。

$$\text{費用の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{救済者費用等保険金の支払額}$$

傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」

(5) 第19条（保険料の返還－無効、失効の場合）第2項の規定中「傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項の費用」

(6) 第20条（保険契約の解除）第5項の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」

(7) 第22条（保険料の返還－解除の場合）の規定中「傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項の費用」

(8) 第26条（保険金の支払）第1項の規定中「第24条（保険金の請求）第1項および第2項の規定による手続」とあるのは「この特約条項第8条（保険金の請求）第1項および第2項の規定による手続」

(9) 第27条（評価人および裁定人）第1項の規定中「傷害または後遺障害の程度」とあるのは「費用の額」

② この特約条項については、国内旅行特約条項第2条（責任の始期および終期）第4項の規定中「事故のいずれかによる傷害」とあるのは「費用」、同項各号の規定中「生じた事故」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」と読み替えて適用します。

### 第13条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および国内旅行特約条項の規定を準用します。

## 臨時費用担保特約条項(国内旅行用)

(略称：臨時費用担保)

### 第1条（当社の支払責任）

当社は、被保険者が国内旅行傷害保険特約条項（以下「国内旅行特約条項」といいます。）第1条（当社の支払責任）の旅行行程中に第三者の行為によって国内旅行特約条項第1条（当社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を

### 第10条（代位）

① 当社が救済者費用等保険金を支払うべき第1条（当社の支払責任）第1項の費用について、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が支払った救済者費用等保険金の限度内で、かつ、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の権利を害さない範囲内で、当社に移転します。

② 保険契約者、被保険者および救済者費用等保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

### 第11条（普通約款の適用除外）

普通約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）、第4条（保険金を支払わない場合－その2）、第23条（事故の通知）、第24条（保険金の請求）および第28条（代位）の規定は適用しません。

### 第12条（普通約款および国内旅行特約条項の読み替え）

① この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第11条（告知義務）第3項第3号の規定中「第1条（当社の支払責任）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する前に」

(2) 第11条（告知義務）第5項の規定中「傷害の生じた後」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当した後」

(3) 第11条（告知義務）第6項の規定中「身体の傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項の費用」

(4) 第12条（保険料の返還または請求－告知義務）第3項の規定中「生じた事故による

含めて180日以内に死亡したときは、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約条項、国内旅行特約条項および傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い臨時費用保険金を支払います。

## 第2条（臨時費用保険金の支払額）

当社は、60万円を臨時費用保険金として、死亡保険金受取人に支払います。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）および第4条（保険金を支払わない場合－その2）のほか、被保険者と生計を共にする同居の親族の行為によって生じた傷害に対しても、保険金を支払いません。

## 第4条（保険金の請求）

保険金を受け取るべき者またはその代理人が保険金の支払を受けようとするときは、普通約款第24条（保険金の請求）第1項に規定する書類のほか、傷害が第三者の行為によって生じたものであることを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

## 第5条（普通約款の読み替え）

この特約条項については、普通約款第5条（死亡保険金の支払）第2項および第3項の規定中「死亡保険金を」とあるのは「臨時費用保険金を」と読み替えて適用します。

## 第6条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないがぎり、普通約款および国内旅行特約条項の規定を準用します。

## 留守宅家財盗難担保特約条項

（略称：留守宅家財盗難）

### 第1条（当会社の支払責任）

当社は、被保険者が国内旅行傷害保険特約条項（以下「国内旅行特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の旅行行程中に保険証券記載の住居内に収容されている保険の目的である家財について窃盗または強盗のために生じた盗取、き損または汚損（以下「盗難」といいます。）によって被った損害に対して、この特約条項、国内旅行特約条項および傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金を支払います。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 保険契約者および被保険者の親族、使用人、同居人ならびに住居を管理する者が自らなした盗難または荷担した盗難
- (4) 地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際における盗難
- (5) 火災または破裂・爆発の際における盗難
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒ぎょう（この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるかまたは被害が生ずる状態をいいます。）の際における盗難
- (7) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故の際における盗難
- (8) 第4号から前号までの事由に随伴して生じた事故の際における盗難またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた盗難
- (9) 第7号以外の放射線照射または放射能汚染の際における盗難
- (10) 保険の目的が屋外にある間に生じた盗難
- (11) 旅行終了後60日以内に知ることができなかった盗難

### 第3条（保険の目的の範囲）

- ① 被保険者と生計を共にする親族の所有する物は、保険の目的に含まれます。
- ② 次の各号に掲げる物は、保険の目的に含ま

れません。

- (1) 株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、通貨および小切手についてはこの限りではありません。
  - (2) 預金証書または貯金証書（通帳および現金自動支払機用カードを含みます。）、クレジットカードその他これらに準ずる物
  - (3) 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、自動車、原動機付自転車、自転車およびこれらの付属品
  - (4) 動物および植物
- ③ 次の各号に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、保険の目的に含まれないものとします。
- (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
  - (2) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物

#### 第4条（損害額の決定）

- ① 当社が保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における保険の目的の価額（以下「保険価額」といいます。）によって定めます。
- ② 保険の目的の損傷を修繕し得る場合には、保険の目的を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落損）は損害額に含めません。
- ③ 保険の目的が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が当該保険の目的全体の価値に及ぼす影響を考慮し、前2項の規定によって損害額を決定します。
- ④ 第6条（盗難の発生）第3項の費用を保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が負担したときは、その費用および前3項の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- ⑤ 前各項の規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の目的の保険価額をこえるときは、当該保険価額をもって損害額とします。
- ⑥ 保険の目的の1個、1組または1対についての損害額が100,000円をこえるときは、当社は、そのものの損害額を100,000円とみなします。ただし、保険の目的が通貨および小切手である場合において、保険の目的の損害額の合計が50,000円をこえるときは、当

社は、それらのものの損害額を50,000円とみなします。

#### 第5条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、保険証券記載の保険金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。

#### 第6条（盗難の発生）

- ① 保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。次項において同様とします。）は、保険の目的について第1条（当社の支払責任）の盗難が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。
  - (1) 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人があるときは、その者の住所、氏名をその原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
  - (2) 保険の目的が盗難にあったことをただちに警察署に届け出ること。盗難にあった保険の目的が小切手の場合は、警察署のほか、当該小切手の振出人（被保険者が振出人である場合を除きます。）および支払金融機関にただちに届け出ること。
  - (3) 盗取された保険の目的の発見、回収に努めること。
  - (4) 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
- ② 保険契約者または被保険者が当社の認める正当な理由がなく前項各号の規定に違反したときは、当社は、同項第1号および第2号の場合には保険金を支払いません。また、同項第3号の場合は防止または軽減することができたと認められる額を、同項第4号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。
- ③ 当社は、次の各号に掲げる費用を支払います。
  - (1) 第1項第3号の保険の目的の発見、回収に要した費用のうちで当社が必要または有益であったと認められたもの
  - (2) 第1項第4号の手続のために必要な費用

## 第7条（保険金の請求）

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。）が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
  - (1) 当社の定める事故状況報告書
  - (2) 警察署の盗難届出証明書
  - (3) 保険の目的の損害の程度を証明する書類
  - (4) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ② 当社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ③ 被保険者または保険金を受け取るべき者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

## 第8条（盗難の際の調査）

- ① 保険の目的について盗難が発生したときは、当社は、保険の目的および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。
- ② 保険契約者または被保険者が、当社の認める正当な理由がなく前項の規定による調査に協力しなかったときは、当社は、保険金を支払いません。

## 第9条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- ① 第1条（当社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

- ② 前項の損害額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

## 第10条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、盗取された保険の

目的を発見したときまたは回収したときは、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

## 第11条（盗難品の帰属）

- ① 盗取された保険の目的について、当社が保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、第6条（盗難の発生）第3項第1号の費用を除き、その回収物について盗難の損害は、生じなかったものとみなします。
- ② 盗取された保険の目的について、当社が保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は、保険金の保険価額に対する割合によって当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（第6条（盗難の発生）第3項第1号の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当社に支払って、その保険の目的の所有権を取得することができます。
- ③ 第1項または前項ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の目的のき損または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第4条（損害額の決定）の規定によって決定します。

## 第12条（代位）

当社が保険金を支払うべき第1条（当社の支払責任）の損害について、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が支払った保険金の限度内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、当社に移転します。

## 第13条（普通約款の適用除外）

普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第23条（事故の通知）、第24条（保険金の請求）および第28条（代位）の規定は適用しません。

## 第14条（普通約款および国内旅行特約条項の読み替え）

- ① この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。
  - (1) 第11条（告知義務）第3項第3号の規定中「第1条（当社の支払責任）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）の事故による損害が発生する前に」
  - (2) 第11条（告知義務）第5項の規定中「傷

害の生じた後に」とあるのは「損害の生じた後に」

(3) 第11条（告知義務）第6項の規定中「身体の傷害」とあるのは「損害」

(4) 第12条（保険料の返還または請求一告知義務）第3項の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」

(5) 第19条（保険料の返還一無効、失効の場合）第2項の規定中「傷害」とあるのは「損害」

(6) 第20条（保険契約の解除）第5項の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」

(7) 第22条（保険料の返還一解除の場合）の規定中「傷害」とあるのは「損害」

(8) 第26条（保険金の支払）第1項の規定中「第24条（保険金の請求）第1項および第2項の規定による手続」とあるのは「この特約条項第7条（保険金の請求）第1項の規定による手続」

(9) 第27条（評価人および裁定人）第1項の規定中「傷害または後遺障害の程度について」とあるのは「損害額について」

② この特約条項については、国内旅行特約条項第2条（責任の始期および終期）第4項の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

#### 第15条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないがぎり、普通約款および国内旅行特約条項の規定を準用します。

### 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のための支払特約条項

（略称：死亡・後遺、入院のみ）

当会社は、この特約により、傷害保険普通約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

### 包括契約に関する特約条項 （毎月報告・毎月精算用）

（略称：包括（毎月報告・毎月精算））

#### 第1条（暫定保険料）

① 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険証券記載の暫定保険料（以下「暫定保険料」

といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

② 傷害保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（責任の始期および終期）第3項の規定および普通約款に付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱の規定は、前項の暫定保険料に適用するものとします。

#### 第2条（帳簿の備付け）

① 保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

② 保険契約者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定による要求に応じないときは、当会社は、保険金を支払いません。

#### 第3条（通知）

① 保険契約者またはその代理人は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、書面により、当会社に通知しなければなりません。

② 前項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合に故意または重大な過失があったときは、当会社は、当該通知にかかわる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

③ 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

#### 第4条（確定保険料）

① 保険契約者は、前条第1項の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料（以下この条において「確定保険料」といいます。）を保険証券記載の払込期日（以下この条において「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときは、当会社は、当該確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

③ 第1条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

## 第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

### 包括契約に関する特約条項 （毎月報告・一括精算）

（略称：包括（毎月報告・一括精算））

#### 第1条（暫定保険料）

- ① 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険証券記載の暫定保険料（以下「暫定保険料」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。
- ② 傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（責任の始期および終期）第3項の規定および普通約款に付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱の規定は、前項の暫定保険料に適用するものとします。

#### 第2条（帳簿の備付け）

- ① 保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
- ② 保険契約者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定による要求に応じないときは、当会社は、保険金を支払いません。

#### 第3条（通知）

- ① 保険契約者またはその代理人は、保険証券記載の通知日まで、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、書面により、当会社に通知しなければなりません。
- ② 前項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者またはその代理人に故意または重大な過失があったときは、当会社は、当該通知にかかわる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- ③ 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

#### 第4条（確定保険料）

- ① 保険契約者は、保険期間終了時に前条第1項の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料（以下この条において「確定保険料」といいます。）と暫定保険料との間で、

その差額を精算しなければなりません。

- ② 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料をこえたときは、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- ③ 保険契約者が前項の追加暫定保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

### 遭難搜索費用担保特約条項

（略称：遭難搜索費用）

#### 第1条（当会社の支払責任）

- ① 当会社は、被保険者が日本国内において山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。）の行程中に遭難したことによって支出した費用を、この特約条項および傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金として支払います。
- ② 前項の「費用」とは、遭難した被保険者を搜索、救出または移送（以下「搜索」といいます。）する活動に従事した者（以下「搜索者」といいます。）に対し、搜索に要した費用（第5条（保険金の請求）第1項第2号において「搜索費用」といいます。）のうち、搜索者からの請求にもとづき被保険者が支払った費用で、かつ、当社が妥当と認めた費用をいいます。

#### 第2条（遭難の発生）

当会社は、被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定定期日後48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族が次の各号に掲げるもののいずれかに対し、被保険者の搜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- (1) 警察、消防団その他の公的機関
- (2) 被保険者の所属する山岳会またはその他の山岳会
- (3) 有料遭難救助隊

#### 第3条（被保険者が死亡した場合の保険金受取人）

当社は、被保険者が死亡して発見されたときまたは第1条（当社の支払責任）の費用を搜索者に対して支払う前に死亡したときは、被保険者の法定相続人のうち、その費用を負担した者に対し保険金を支払います。被保険者に法定相続人のない場合には、その者に代わって費用を負担した者に対し保険金を支払います。

#### 第4条（当社の責任限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券に記載された保険金額をもって限度とします。

#### 第5条（保険金の請求）

① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が保険金の支払を受けようとするときは、搜索者による搜索活動終了後（搜索活動の一時的打ち切りの場合には、その打ち切りのつど）その日を含めて30日以内に保険証券、保険金請求書および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- (1) 遭難が発生したことおよび搜索活動が行われたことを証明する書類
- (2) 搜索費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- (3) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

② 当社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

#### 第6条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当社の支払責任）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が第1条（当社の支払責任）の費用の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{費用の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

#### 第7条（代位）

当社が保険金を支払うべき第1条（当社の支払責任）の費用について、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が支払

った保険金の限度内で当社に移転します。

#### 第8条（返還保険料の特則）

この特約が失効した場合または解除された場合において、普通約款第19条（保険料の返還—無効、失効の場合）第2項および第22条（保険料の返還—解除の場合）の規定により当社が保険料（この特約にかかる保険料をいいます。以下この条において同様とします。）を返還すべきときに、すでに払い込まれた保険料から差し引くべき保険料が年間保険料の45%未満のときは、すでに払い込まれた保険料から年間保険料の45%を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第9条（準用規定等）

- ① この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。
- ② この特約が国内旅行傷害保険特約に付帯されている場合には、第1条（当社の支払責任）第1項の規定中「この特約条項および傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）」とあるのは「この特約条項、国内旅行傷害保険特約条項（第9条（準用規定等）第2項において「国内旅行特約条項」といいます。）および傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）」と、前項の規定中「普通約款」とあるのは「国内旅行特約条項および普通約款」と読み替えるものとします。
- ③ この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約または積立型追加特約が付帯されている場合には、第4条（当社の責任限度額）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「積立型基本特約条項第1条（保険料の払込方法）第4項または積立型追加特約条項第2条（保険料の払込方法）第4項に規定する各保険年度ごとに」と読み替えるものとします。

### 後遺障害保険金の追加支払に関する特約条項

（略称：後遺障害追加）

当社は、傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった普通約款第1条（当社の支払責任）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条

件として、当社が支払った後遺障害保険金の額と同じ額を追加して被保険者に支払います。

## 法人契約特約条項 (略称：法人特約)

- ① 当社は、この特約により、傷害保険普通保険約款（以下この項において「普通約款」といいます。）第6条（後遺障害保険金の支払）から第8条（通院保険金の支払）までの規定にかかわらず、普通約款およびこれに付帯する特約条項にもとづいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- ② この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯されているときは、当社は、同特約条項の規定にかかわらず、同特約条項にもとづいて支払われる保険金についても前項の死亡保険金受取人に支払います。

## 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約条項

(略称：死亡・後遺障害のみ)

当社は、この特約により、傷害保険普通保険約款に規定する死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

## 共同保険に関する特約条項 (略称：共同保険特約)

### 第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

### 第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。

- (1) 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- (2) 保険料の収納および受領または返戻
- (3) 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- (4) 保険契約上の規定に基づく告知または通

知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認

- (5) 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認
- (6) 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- (7) 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
- (8) 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- (9) 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- (10) その他前各号の事務または業務に付随する事項

### 第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条各号に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

### 第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

## 旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約条項

(この特約をセットしたご契約に適用されます。)

当社は、この特約により、被保険者が保険証券記載の旅行に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間を、国内旅行傷害保険特約条項第1条（当社の支払責任）の旅行行程とみなします。

## クレジットカードによる保険料支払に関する特約

(この特約をセットしたご契約に適用されます。)

### 第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当社は、この特約に従い、当社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（異動時の追加保険料を含みます。以下同様とします。）を支払うことを承認します。ただし、クレジットカード

ト発行会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた者または会員として認めた法人もしくは団体と保険契約者が同一である場合に限りです。

## 第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

① 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。）以後、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しません。

(1) 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この限りではありません。

(2) 会員規約等に定める手続が行われない場合

## 第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

① 前条第2項第1号の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとし、この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとし、

② 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、前項の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払ったときは前条第2項の規定にかかわらず同条第1項の規定を適用します。

③ 保険契約者が前項の保険料の支払を怠った

場合は、当会社は保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

④ 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第4条（保険料の返還の特則）

普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の全額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条第2項の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用しクレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この限りではありません。

## 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 戦争危険等免責に関する一部修正特約 （略称：戦争危険免責一部修正）

（証券上に表示がない場合でも、すべての契約に自動的にセットされます。）

① 当会社は、この特約条項に従い、傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）第1項第9号の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。」

② 当会社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）第1項第9号以外の規

定およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に、前項と同じ規定がある場合には、その規定についても前項と同様に読み替えて適用します。